

【重点施策】市内展示施設のネットワーク化の実現

市として進めている湯沢駅周辺複合施設の整備において、湯沢市の歴史文化を総合的に知り、体験でき、資料の収集や調査研究機能も付加した新たな展示施設「センター拠点」の設置を進めます。また、市内に分散して所在する既存の4施設は、それぞれが専門性を備えた展示にリニューアルし、「サテライト拠点」の役割を与えます。センター拠点とサテライト拠点は相互の連携を図ります。周遊性をもった学習・観光拠点ともなる、市内5か所からなるネットワーク型の総合的展示施設の実現に向けて重点的に取り組みます。



主な措置(具体的内容)

措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度 ☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	財政措置 ○:有(内:国・県補助 助:県補助)	事業期間(年度)					次期以降 R8
		行政		所有者・市民・民間・学校・団体・企業等	計画期間								
		文化財担当	他部署担当		R3			R4	R5	R6	R7		
駅周辺複合施設への機能導入	湯沢駅周辺複合施設における新たなセンター拠点の展示機能導入を進める。	○	○企画課		☆								
サテライト拠点毎の特色ある展示・改修の検討	各拠点の特色を生かした差別化を図り、学びの深化となる展示と改修計画による改修の検討	◎	○観光・ジオパーク推進課	□	☆	○							
サテライト拠点間を周遊できる仕組みづくり	企画展の連携等、サテライト拠点間を移動して学べる仕組み作成	○	○観光・ジオパーク推進課		☆								
施設間の誘導と周遊の仕組み構築	交通二次アクセス等と連携し、施設間の周遊性を図る。	○	○観光・ジオパーク推進課		☆								

新展示施設(センター拠点)と既存展示施設(サテライト拠点)のコンセプト案と展示イメージ

湯沢市の文化財・歴史文化・自然科学を融合する「展示施設」



※川連漆器類の伝承・展示は川連漆器伝統工芸館においても行われています。

湯沢市文化財保存活用地域計画

概要版

令和3年12月17日(金) 文化庁長官認定



湯沢の たからもの (歴史文化の資産)

計画作成の目的と期間

人口減少・少子高齢化が急激に進んでいる状況は、湯沢市においても同様です。そのため、地域に残る文化財の保存・継承は、困難になってきている現状にあります。

郷土の誇りとも言える貴重な地域の宝(文化財)の滅失・流出を防ぎ、次代へ伝え残し、さらには、それらを地域の活性化へと役立てていくため、地域住民・民間・行政とが協働で取り組む必要があります。

本計画書は、文化財保護法(平成31年)の改正や秋田県文化財保存活用大綱を受け、地域と行政が一体となり総がかりで文化財の保存と活用に関する施策の実践や、情報の共有を図っていくために作成するものです。

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年としています。

計画の対象となる文化財には、指定・登録文化財のほか、下の図のように、地域にとって歴史的に大切な全ての「もの」や「こと」が含まれています。

序章より

数値で見る市の文化財

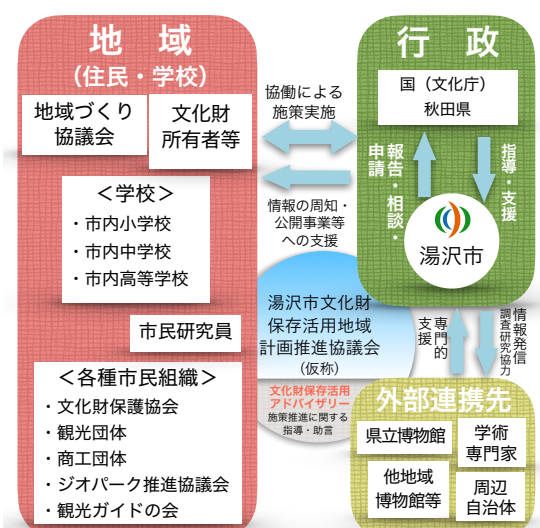
第2章より 指定・登録(記録)文化財

指定等区分	指定	登録・記録	計
国	2	19	21
県	20	1	21
市	127		127
計	149	20	169

未指定文化財(把握済み)

これまで964件の未指定文化財を把握しています。今後も情報提供を受けながら、把握調査や詳細調査を進めていきます。

第8章より 実施体制のイメージ図



湯沢市文化財保存活用地域計画(地域計画)の「文化財」とは

文化財保護法における「文化財」		未指定の「文化財」(例)	
有形文化財	建造物・美術工芸品等	川連漆器	
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	七夕絵どろうまつり	稲庭うどん
民俗文化財	民俗資料 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等	犬っこまつり	伝説 小野小町・能恵姫等
記念物	遺跡、名勝地、動物・植物等	小安峡大噴湯	
文化的景観	伝統的建造物群		
文化財の保存技術	埋蔵文化財		

歴史上、芸術上、学術上、鑑賞上価値の高い、人々の生活の理解のために必要な、文化的に生み出され、作り出されたすべてをいう。

